

○滝沢市営建設工事競争入札参加資格要綱

平成15年1月29日

告示第24号

改正 平成18年3月31日告示第98号

平成23年10月18日告示第182号

平成24年9月7日告示第137号

平成25年12月13日告示第176号

平成25年12月13日告示第177号

平成26年12月26日告示第180号

注 平成26年12月から改正経過を注記した。

滝沢市営建設工事入札参加資格者要綱（昭和53年滝沢市要綱第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「滝沢市営建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で市費で支弁するものをいう。

（競争入札の参加者の資格）

第3条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる基準に基づき行う資格の審査（以下「資格審査」という。）を受け、滝沢市営建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されなければならない。ただし、政令第167条の4第1項の規定に該当する者は、資格審査を受けることができない。

（1） 法第3条第1項の規定による許可を受けた者であること。

（2） 法第27条の23第1項の規定による審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値があること。

（3） 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を現に受けていないこと。

（4） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをした者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者

でないこと。

- 2 共同企業体（法第2条第3項に規定する建設業者が共同請負して工事を施工するために協定を締結して結成する企業体をいう。）における前項の規定は、資格基準を別に定める場合を除き、その構成員それぞれに適用する。

（資格審査の申請）

第4条 資格審査を受けようとする者は、別表第1に定める提出期限までに資格審査申請書その他資格審査に必要な書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、提出期限を変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、その都度申請書等を提出することができる。

（資格者名簿への登載）

第5条 市長は、前条の規定による申請書等の提出を受けたときは、これを審査し、第3条第1項各号に該当すると認めたと者を資格者名簿に登載するものとする。

- 2 市長は、資格者名簿の作成に当たっては、次に掲げる区分に応じ業務ごとに分類するものとする。

（1） 市内に本社を有する者（市内）

（2） 前号以外の者で、市内に契約権限を委任している支店、営業所等を有するもの（準市内）

（3） 前2号以外の者で、市近郊（盛岡市、八幡平市、岩手郡又は紫波郡）に本社を有するもの（広域）

（4） 前3号以外の者で、岩手県内に本社を有するもの（県内）

（5） 前4号以外の者（県外）

- 3 市長は、資格者の評点を行うものとし、法第27条の23第2項の規定に基づく経営事項審査の工事の種類別総合評点に別表第2による必要な加算を行い、評点数とする。

- 4 市長は、次に掲げる工事の種類について、別表第3により、前項で求めた評点数の区分に応じ資格者の等級区分の格付を行うとともに、発注標準金額を定めるものとする。

（1） 土木一式工事

（2） 建築一式工事

（3） 電気設備工事

（4） 管設備工事

- 5 市長は、資格者名簿を作成したときは、申請書等を提出した者に、資格者名簿に登載し、又は登載しなかった旨を通知するものとする。

（平26告示180・一部改正）

(資格者名簿の有効期限)

第6条 資格審査の結果、競争入札に参加する資格を有すると認めた者（以下「資格者」という。）が登載されている資格者名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿を持ってこれに代えるものとする。

(変更の届出)

第7条 資格者は、申請書等の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(資格者名簿からの抹消等)

第8条 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格者の資格を取り消すとともに資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。

(2) 法第3条第3項又は第29条の規定により建設業の許可の効力が失われ、又は建設業の許可を取消されたとき。

(3) 申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかになったとき。

(4) 事業を廃止したとき。

2 市長は、資格者が第3条第1項第1号、第2号又は第4号に定める競争入札に参加する者に必要な資格の基準に適合しないこととなったと認めたときは、当該資格者の資格を取り消し、資格者名簿から抹消することができる。

3 市長は、前2項の規定により資格者の資格を取り消し資格者名簿から抹消したときは、直ちに当該資格者に対し、その理由を明示して書面によりその旨を通知するものとする。

(指名停止等の措置)

第9条 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、滝沢市競争入札等参加資格審査委員会の意見を聴いて、当該指名停止等を行うことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号に該当したとき。

(2) 資格者名簿に登載されている者の責に帰すべき理由により、市営建設工事の請負契約を解除されたとき。

(3) その他著しく不適正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定により資格者を指名停止したときは、直ちに当該資格者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、平成15年1月29日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第98号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月18日告示第182号）

この告示は、平成23年10月18日から施行する。

附 則（平成24年9月7日告示第137号）

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日告示第176号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日告示第177号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日告示第180号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区分    | 提出期限        |
|-------|-------------|
| 定期受付  | 西暦の奇数年の2月末日 |
| 中間期受付 | 西暦の奇数年の8月末日 |
|       | 西暦の偶数年の2月末日 |
|       | 西暦の偶数年の8月末日 |

別表第2（第5条関係）

| 認証取得区分          | 加算点数 |
|-----------------|------|
| ISO9000シリーズ認証取得 | 10点  |
| ISO14001認証取得    | 10点  |

別表第3（第5条関係）

| 業種区分   | 等級 | 評点数          | 発注標準金額               |
|--------|----|--------------|----------------------|
| 土木一式工事 | A  | 840点以上       | 40,000千円以上           |
|        | B  | 740点以上840点未満 | 20,000千円以上40,000千円未満 |
|        | C  | 640点以上740点未満 | 10,000千円以上20,000千円未満 |
|        | D  | 640点未満       | 10,000千円未満           |
| 建築一式工事 | A  | 800点以上       | 60,000千円以上           |

|        |   |              |                      |
|--------|---|--------------|----------------------|
|        | B | 700点以上800点未満 | 40,000千円以上60,000千円未満 |
|        | C | 640点以上700点未満 | 30,000千円以上40,000千円未満 |
|        | D | 640点未満       | 30,000千円未満           |
| 電気設備工事 | A | 750点以上       | 15,000千円以上           |
|        | B | 750点未満       | 15,000千円未満           |
| 管設備工事  | A | 730点以上       | 15,000千円以上           |
|        | B | 730点未満       | 15,000千円未満           |